

関自監旅第222号の3
関自保 第233号の3
平成21年9月30日

全国個人タクシー協会 関東支部長 殿

関 東 運 輸 局 長

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の
使用停止処分の取扱いについて

標記について、別添のとおり定めたので了知するとともに傘下会員に対し、周知されたい。

一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する
自動車の使用停止処分取扱いについて

関自監旅第 222 号
関自保第 233 号
平成 21 年 9 月 30 日
一部改正 平成 23 年 3 月 30 日
一部改正 平成 24 年 3 月 27 日

標記について、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21 年 9 月 30 日付け関自監旅第 213 号、関自旅一第 710 号、関自保第 224 号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21 年 9 月 30 日付け関自監旅第 216 号、関自旅一第 713 号、関自保第 227 号)、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 21 年 9 月 30 日付け関自監旅第 219 号、関自旅二第 1116 号、関自保第 230 号)(以下「行政処分等の基準」という。)中 3.(2)(3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3.(3)(4))の処分日車数の決定及び(4)(一般乗用旅客自動車運送事業については(5)(6))の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、下記により取り扱うこととする。

記

1. 処分日車数の決定

行政処分等の基準中 3.(2)(3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3.(3)(4))に基づき算定するものとし、旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項以外の輸送の安全確保に関する違反又は輸送の安全確保以外の違反に係る日車数が同日車数の場合における最大の日車数は、輸送の安全確保に関する違反とする。

2. 処分車両数及び処分期間の配分方法

上記 1. により算定された処分日車数に対する処分する車両の数は、処分日車数を 30 (一般乗用旅客自動車運送事業にあつては 15) で除して得た数(端数は切り上げ)とし、当該車両を処分する期間は処分日車数を処分する車両の数で除して得た数(端数は切り捨て)とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、処分の対象とする事業用自動車のうち 1 両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

また、処分しようとする車両数が当該営業所の保有車両数の 30% を超える場合は、以下の計算により得られた処分車両数及び処分期間とする。(処分日車数に

余りが生じたときの取扱は前述のとおりとする。)

処 分 日 数 (端数切り捨て) = 処分日車数 ÷ (配置車両数 × 0.3)

処分車両数 (端数切り上げ) = 処分日車数 ÷ 処分日数

処 分 期 間 (端数切り捨て) = 処分日車数 ÷ 処分車両数

ただし、上記により算出された処分車両数の処分期間が、6月を超える場合は、当該処分車両数に、さらに1両を追加するものとする。

この場合において、追加した1両の処分期間は、当該処分車両数に当該処分期間を乗じて得た日数から180を減じることにより得られた日数とする。

3. 使用停止対象車両の決定方法

上記2.により、算出された「処分車両数」に係る停止対象車両の指定は、以下の運送事業の種類ごとに、
、
、
の順に該当する車両を指定するものとする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両

(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両(の車両を除く。)

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(の車両を除く。)

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

4. 遊休車両の処分車両数及び処分期間の配分方法

一般乗用旅客自動車運送事業者の、行政処分等の基準中3.(6)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)中3.(3)に従い決定するものとする。

附則

1. 本取扱いは、平成21年10月1日から適用する。
2. 本取扱いの適用前の違反行為については、従前の取扱いによるものとする。
3. 平成16年7月20日付け関自監一第157号及び関自安第515号による「一般旅客自動車運送事業の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて」は、平成21年9月30日限りこれを廃止する。

附則(平成23年3月30日 関自監旅第713号、関自保第535号 一部改正)
本取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附則(平成24年3月27日 関自監旅第1144号、関自保第370号 一部改正)
本取扱いは、平成24年4月1日から適用する。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分取扱いについて」新旧

新	旧
<p data-bbox="324 327 920 395">一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて</p> <p data-bbox="678 435 1104 616"> 関自監旅第 2 2 2 号 関 自 保 第 2 3 3 号 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 一部改正 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 <u>一部改正 平成 2 4 年 3 月 2 7 日</u> </p> <p data-bbox="138 694 1104 1090"> 標記について、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 3 号、関自旅一第 7 1 0 号、関自保第 2 2 4 号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 6 号、関自旅一第 7 1 3 号、関自保第 2 2 7 号)、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 9 号、関自旅二第 1 1 1 6 号、関自保第 2 3 0 号)(以下「行政処分等の基準」という。)中 3 .(2) (3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3 .(3) (4))の処分日車数の決定及び(4)(一般乗用旅客自動車運送事業については(5) (6))の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、下記により取り扱うこととする。 </p> <p data-bbox="607 1171 636 1201">記</p> <p data-bbox="147 1246 423 1273">1 . 処分日車数の決定</p> <p data-bbox="165 1281 1104 1457"> 行政処分等の基準中 3 .(2) (3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3 .(3) (4))に基づき算定するものとし、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条第 1 項以外の輸送の安全確保に関する違反又は輸送の安全確保以外の違反に係る日車数が同日車数の場合における最大の日車数は、輸送の安全確保に関する違反とする。 </p>	<p data-bbox="1346 327 1942 395">一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて</p> <p data-bbox="1671 435 2096 579"> 関自監旅第 2 2 2 号 関 自 保 第 2 3 3 号 平成 2 1 年 9 月 3 0 日 一部改正 平成 2 3 年 3 月 3 0 日 </p> <p data-bbox="1133 694 2098 1090"> 標記について、「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 3 号、関自旅一第 7 1 0 号、関自保第 2 2 4 号)、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 6 号、関自旅一第 7 1 3 号、関自保第 2 2 7 号)、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 9 号、関自旅二第 1 1 1 6 号、関自保第 2 3 0 号)(以下「行政処分等の基準」という。)中 3 .(2) (3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3 .(3) (4))の処分日車数の決定及び(4)(一般乗用旅客自動車運送事業については(5) (6))の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、下記により取り扱うこととする。 </p> <p data-bbox="1599 1171 1628 1201">記</p> <p data-bbox="1142 1246 1417 1273">1 . 処分日車数の決定</p> <p data-bbox="1160 1281 2098 1457"> 行政処分等の基準中 3 .(2) (3)(一般乗用旅客自動車運送事業については 3 .(3) (4))に基づき算定するものとし、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条第 1 項以外の輸送の安全確保に関する違反又は輸送の安全確保以外の違反に係る日車数が同日車数の場合における最大の日車数は、輸送の安全確保に関する違反とする。 </p>

2. 処分車両数及び処分期間の配分方法

上記1.により算定された処分日車数に対する処分する車両の数は、処分日車数を30（一般乗用旅客自動車運送事業にあつては15）で除して得た数（端数は切り上げ）とし、当該車両を処分する期間は処分日車数を処分する車両の数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

また、処分しようとする車両数が当該営業所の保有車両数の30%を超える場合は、以下の計算により得られた処分車両数及び処分期間とする。（処分日車数に余りが生じたときの取扱は前述のとおりとする。）

$$\begin{aligned} \text{処分日数（端数切り捨て）} &= \text{処分日車数} \div (\text{配置車両数} \times 0.3) \\ \text{処分車両数（端数切り上げ）} &= \text{処分日車数} \div \text{処分日数} \\ \text{処分期間（端数切り捨て）} &= \text{処分日車数} \div \text{処分車両数} \end{aligned}$$

ただし、上記により算出された処分車両数の処分期間が、6月を超える場合は、当該処分車両数に、さらに1両を追加するものとする。

この場合において、追加した1両の処分期間は、当該処分車両数に当該処分期間を乗じて得た日数から180を減じることにより得られた日数とする。

3. 使用停止対象車両の決定方法

上記2.により、算出された「処分車両数」に係る停止対象車両の指定は、以下の運送事業の種類ごとに、 、 、 の順に該当する車両を指定するものとする。

（1）一般乗合旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

2. 処分車両数及び処分期間の配分方法

上記1.により算定された処分日車数に対する処分する車両の数は、処分日車数を30（一般乗用旅客自動車運送事業にあつては15）で除して得た数（端数は切り上げ）とし、当該車両を処分する期間は処分日車数を処分する車両の数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

また、処分しようとする車両数が当該営業所の保有車両数の30%を超える場合は、以下の計算により得られた処分車両数及び処分期間とする。（処分日車数に余りが生じたときの取扱は前述のとおりとする。）

$$\begin{aligned} \text{処分日数（端数切り捨て）} &= \text{処分日車数} \div (\text{配置車両数} \times 0.3) \\ \text{処分車両数（端数切り上げ）} &= \text{処分日車数} \div \text{処分日数} \\ \text{処分期間（端数切り捨て）} &= \text{処分日車数} \div \text{処分車両数} \end{aligned}$$

なお、監査によらないで自動車の使用停止処分を行う場合の処分日車数に対する処分車両数は、当該違反車両の数とする。

ただし、上記により算出された処分車両数の処分期間が、6月を超える場合は、当該処分車両数に、さらに1両を追加するものとする。

この場合において、追加した1両の処分期間は、当該処分車両数に当該処分期間を乗じて得た日数から180を減じることにより得られた日数とする。

3. 使用停止対象車両の決定方法

上記2.により、算出された「処分車両数」に係る停止対象車両の指定は、以下の運送事業の種類ごとに、 、 、 の順に該当する車両を指定するものとする。

（1）一般乗合旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両

（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（の車両を除く。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（の車両を除く。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

(2) 一般貸切旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両

（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両

（乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。）

(3) 一般乗用旅客自動車運送事業者

違反事業者の違反営業所等の違反車両

違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両（の車両を除く。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（の車両を除く。）

違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、特種需要に対応する車両

4. 遊休車両の処分車両数及び処分期間の配分方法

一般乗用旅客自動車運送事業者の、行政処分等の基準中3.(6)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)中3.(3)に従い決定するものとする。

4. 遊休車両の処分車両数及び処分期間の配分方法

一般乗用旅客自動車運送事業者の、行政処分等の基準中3.(6)及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」(平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号)中3.(3)に従い決定するものとする。

附則

1. 本取扱いは、平成21年10月1日から適用する。
2. 本取扱いの適用前の違反行為については、従前の取扱いによるものとする。
3. 平成16年7月20日付け関自監一第157号及び関自安第515号による「一般旅客自動車運送事業の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて」は、平成21年9月30日限りこれを廃止する。

附則

1. 本取扱いは、平成21年10月1日から適用する。
2. 本取扱いの適用前の違反行為については、従前の取扱いによるものとする。
3. 平成16年7月20日付け関自監一第157号及び関自安第515号による「一般旅客自動車運送事業の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて」は、平成21年9月30日限りこれを廃止する。

附則(平成23年3月30日 関自監旅第713号、関自保第535号 一部改正)

附則(平成23年3月30日 関自監旅第713号、関自保第535号 一部改正)

本取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

附則（平成24年3月27日 関自監旅第1144号、関自保第370号 一部改正）

本取扱いは、平成24年4月1日から適用する。

本取扱いは、平成23年4月1日から適用する。

「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分取扱いについて」新旧

新	旧
<p data-bbox="322 328 920 395">一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて</p> <p data-bbox="817 437 1104 542">関自監旅第 2 2 2 号 関自保第 2 3 3 号 平成 2 1 年 9 月 3 0 日</p> <p data-bbox="136 657 1104 1054">標記について、<u>「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」</u>（平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 3 号、関自旅一第 7 1 0 号、関自保第 2 2 4 号）、<u>「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」</u>（平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 6 号、関自旅一第 7 1 3 号、関自保第 2 2 7 号）、<u>「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」</u>（平成 2 1 年 9 月 3 0 日付け関自監旅第 2 1 9 号、関自旅二第 1 1 1 6 号、関自保第 2 3 0 号）（以下「行政処分等の基準」という。）中 3.（2）、<u>（3）</u>（一般乗用旅客自動車運送事業については 3.（3）、<u>（4）</u>）の処分日車数の決定及び<u>（4）</u>（一般乗用旅客自動車運送事業については <u>（5）、（6）</u>）の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="607 1098 640 1129">記</p> <p data-bbox="143 1171 427 1203">1. 処分日車数の決定</p> <p data-bbox="165 1208 1104 1385">行政処分等の基準中 3.（2）、<u>（3）</u>（一般乗用旅客自動車運送事業については 3.（3）、<u>（4）</u>）に基づき算定するものとし、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条第 1 項以外の輸送の安全確保に関する違反又は輸送の安全確保以外の違反に係る日車数が同日車数の場合における最大の日車数は、輸送の安全確保に関する違反とする。</p>	<p data-bbox="1357 328 1955 395">一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて</p> <p data-bbox="1783 437 2069 580">関自監一第 1 5 7 号 関自安第 5 1 5 号 平成 1 6 年 7 月 2 0 日</p> <p data-bbox="1133 657 2098 1019">標記について、<u>「一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準（平成 1 4 年 1 月 3 1 日付け関自旅 1 第 1 4 2 6 号及び関整保第 9 3 5 号）」</u>、<u>「一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準（平成 1 4 年 1 月 3 1 日付け関自旅 1 第 1 4 2 7 号及び関整保第 9 3 6 号）」</u>及び<u>「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の基準（平成 1 4 年 1 月 3 1 日付け関自旅 2 第 6 5 5 4 号及び関整保第 9 4 6 号）」</u>（以下「行政処分等の基準」という。）中 3.（2）（一般乗用旅客自動車運送事業については 3.（3））の処分日車数の決定及び<u>（3）</u>（一般乗用旅客自動車運送事業については <u>（4）</u>）の処分日車数における処分車両数及び処分期間の配分は、下記により取り扱うこととする。</p> <p data-bbox="1594 1098 1628 1129">記</p> <p data-bbox="1140 1171 1424 1203">1. 処分日車数の決定</p> <p data-bbox="1162 1208 2098 1385">行政処分等の基準中 3.（2）（一般乗用旅客自動車運送事業については 3.（3））に基づき算定するものとし、旅客自動車運送事業運輸規則第 3 8 条第 1 項以外の輸送の安全確保に関する違反又は輸送の安全確保以外の違反に係る日車数が同日車数の場合における最大の日車数は、輸送の安全確保に関する違反とする。</p> <p data-bbox="1140 1426 1559 1458"><u>2. 輸送の安全確保に関する違反</u></p>

2. 処分車両数及び処分期間の配分方法

上記1. により算定された処分日車数に対する処分する車両の数は、処分日車数を30（一般乗用旅客自動車運送事業にあつては15）で除して得た数（端数は切り上げ）とし、当該車両を処分する期間は処分日車数を処分する車両の数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

ただし、処分しようとする車両数が当該営業所の保有車両数の30%を超える場合は、以下の計算により得られた処分車両数及び処分期間とする。（処分日車数に余りが生じたときの取扱は前述のとおりとする。）

処分日数（端数切り捨て）＝処分日車数÷（配置車両数×0.3）
処分車両数（端数切り上げ）＝処分日車数÷処分日数
処分期間（端数切り捨て）＝処分日車数÷処分車両数

3. 遊休車両の処分車両数及び処分期間の配分方法

一般乗用旅客自動車運送事業者の、行政処分等の基準中3.（6）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成21年9月30日付け関自監旅第221号、関自旅二第1118号、関自保第232号）中3.（3）に従い決定するものとする。

附則

- 1. 本取扱いは、平成21年10月1日から適用する。
- 2. 本取扱いの適用前の違反行為については、従前の取扱いによるものとする。
- 3. 平成16年7月20日付け関自監一第157号及び関自安第515号による「一般旅客自動車運送事業の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて」は、平成21年9月30日限りこれを廃止する。

行政処分等の基準中1.（4）（一般乗用旅客自動車運送事業については1.（5））

の輸送の安全確保に関する違反は、道路運送法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第28条第1項に規定する事項に係る違反とする。

3. 処分車両数及び処分期間の配分方法

上記1. により算定された処分日車数に対する処分する車両の数は、処分日車数を30（一般乗用旅客自動車運送事業にあつては15）で除して得た数（端数は切り上げ）とし、当該車両を処分する期間は処分日車数を処分する車両の数で除して得た数（端数は切り捨て）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、処分の対象とする事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

ただし、処分しようとする車両数が当該営業所の保有車両数の30%を超える場合は、以下の計算により得られた処分車両数及び処分期間とする。（処分日車数に余りが生じたときの取扱は前述のとおりとする。）

処分日数（端数切り捨て）＝処分日車数÷（配置車両数×0.3）
処分車両数（端数切り上げ）＝処分日車数÷処分日数
処分期間（端数切り捨て）＝処分日車数÷処分車両数

附則

- 本取扱いは、平成16年8月1日から適用するものとし、平成16年7月31日までの違反事実については、従前の取扱いによるものとする。
- なお、平成15年6月9日付け関自監一第157号及び関自安第374号による「一般旅客自動車運送事業の法令違反に対する自動車の使用停止処分の取扱いについて」は、平成16年7月31日限りこれを廃止する。